

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 25 日

各〔都道府県〕  
〔政令指定都市〕 動物愛護管理主管課（室） 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップ装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（第7版）について

平素より動物愛護管理行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、「マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向けQ&A（第7版）」（別添）を作成しましたので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市町村（中核市及び特別区を含む。）の関係部局に周知いただくよう、よろしくをお願いいたします。

当該Q&Aの5-⑦から5-⑨の内容については、令和6年の地方分権改革に関する提案募集において提案自治体から提案があり、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日地方分権改革推進本部決定）に基づき整理したものです。経緯や調整結果等については以下\*を御参照ください。

※ 令和6年地方分権改革に関する提案募集「令和6年内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について」（管理番号115参照）

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu\\_kekka.html](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2024/teianbosyu_kekka.html)

【連絡先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351

担当 上田、鳥井